

生活福祉資金貸付（生活復興支援資金）

趣旨

東日本大震災により被災した低所得世帯の方に当面の生活に必要な経費等の貸付を行うことにより、生活の復興を支援します。

実施主体 栃木県社会福祉協議会（窓口は矢板市社会福祉協議会）

貸付対象者 東日本大震災により被災した低所得世帯

貸付内容

- ① 一時生活支援費（生活の復興の際に必要な当面の生活費）
月 20 万円以内（単身世帯の場合は 15 万円以内）× 6 カ月以内
- ② 生活再建費（住居の移転費、家具什器費の購入に必要な費用）
80 万円以内
- ③ 住宅補修費（住宅補修等に必要な費用）
250 万円以内

貸付条件

- 連帯保証人：原則 1 名（ただし、連帯保証人を立てられない場合でも貸付可能）
貸付利子：無利子（連帯保証人が立てられない場合は年 1.5%）
据置期間：最終貸付の日から 2 年以内（2 年以内は無利子）
償還期間：据置期間経過後 20 年以内（金額に応じて設定）

問い合わせ：矢板市社会福祉協議会 ☎0287-44-3000

受付は 7 月 29 日からとなります。